

事 務 連 絡  
令和8年4月13日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中  
市区町村

こども家庭庁支援局障害児支援課

「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」等の一部訂正について

て

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（令和8年3月31日付け事務連絡）により、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について給付費に係る通所」等の改正について、周知したところです。

今般、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」において、2か所字句に誤りがあったため、下記のとおり訂正いたします。訂正後については別添のとおりですので、内容を御確認の上、その取扱いに遺漏なきようお願いいたします。

## 記

- 「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」Ⅱ 2（3）オ（P8）

### 【訂正前】

- ② 申請に係る具体的内容

利用を希望する障害児通所支援の種類ごとに、希望する障害児 通所支援の内容、支給量（日数、時間数）等市町村が必要と認める具体的な内容を記載する。

（略）

### 【訂正後】

- ② 申請に係る具体的内容

利用を希望する障害児通所支援の種類ごとに、希望する障害児 通所支援の内容、支給量（日数）等市町村が必要と認める具体的な内容を記載する。

（略）

- 参考資料「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」様式例集様式第1号「障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（例）」のうち「申請する支援」欄の「申請に係る具体的内容」

### 【訂正前】

※利用を希望するサービスの種類ごとに、希望するサービスの内容、支給量（日数、時間数）等を記載する。

### 【訂正後】

※利用を希望するサービスの種類ごとに、希望するサービスの内容、支給量（日数）等を記載する。

以上